別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大磯町の人口は、国勢調査の結果から、令和２年時点で 31,634 人となっており、平成 23 年の 33,068 人をピークに緩やかな減少が続いている。また、自然動態（出生と死亡の差）では、死亡が出生を上回り減少が続いているが、社会動態（転入と転出の差）では、転入が転出を上回る傾向にある。

年齢別の人口割合を平成 23 年と令和２年で比較すると、０～14 歳の年少人口は 12.3%から 11.3%で 1.0 ポイントの減、また 15～64 歳の生産年齢人口は 60.9%から 54.3%で 6.6 ポイントの減と、それぞれ減少している。一方、65 歳以上の高齢者人口は 26.7%から 34.3%で 7.6 ポイントの増となっており、少子高齢化が進んでいる。

本町の産業構造は、平成 28 年経済センサスの結果から、第１次産業の割合が 0.5%、第２次産業の割合が 12.1%、第３次産業の割合が 87.4%となっている。

地理的には、町の南側は相模湾に面し、北側は緑豊かな丘陵部からなる温暖な気候であり、その環境から農業・漁業も盛んであったが、江戸時代における東海道の宿場町として、また、明治以降においては政財界人の避暑・避寒地として栄えた歴史的背景から、商業を中心とした産業構造となっている。

また、町内には大規模な本社・工場機能を有する事業者は少なく、中小規模の事業者がその大半を占めている。

町内の事業所数については、平成 13 年以降の経済センサスの動向から減少傾向となっている。

本町の商業については、町の東部に当たる JR 大磯駅周辺の国道１号沿いや町の西部の県道沿いに商店が並ぶが、「商店街」という組織・団体が存在せず、町内全域に商店が分散して点在しているため、商店の集積による集客効果や誘客事業などの展開が困難な状況である。また、承継問題などで廃業する事業者も増えている状況となっている。

一方、大磯港という港湾施設で開催されているマーケットには多くの来場者があり、マーケット出店者の中から町内で店舗や事業所を開設するという新しい動きも出てきている。

また、工業においては、町内には工業団地がなく、工業が集積している地域もない。かつては町内に外国企業の日本法人の本社（１社）及び工場（２工場）があったが、平成８年及び平成 19 年に撤退し、以降は中小規模の下請業務や建設業などが中心となっている。

その他、町内事業者の全般的な課題として、経営者の高齢化、承継問題、高齢

化に起因する社会経済状況の変化への対応などの諸問題を抱えている。

一方、近年、「定住人口の安定化」を見据えた「交流人口の増大」を目指し、地域全体の取組みとして観光事業に力点を置き、施設整備、誘客に向けた観光プログラムの創出、地域ブランディングの推進等を行っており、来訪者の増加という効果も出てきている。今後、事業者の工夫によって、その効果を各事業者の経営環境や地域経済に、より一層反映させていくことが必要である。

こうした状況のもと、町内中小企業者の支援に向け、その生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、本町における導入促進基本計画を策定し、町内中小企業者自身の積極的な設備導入を促進することで労働生産性の向上を図り、もって地域の活性化を図る。

（２）目標

先端設備等導入計画の認定数は、計画期間の２年間で合計 20 件とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本町においては、町内の中小企業者の業種が多岐にわたるとともに、今後も様々な分野の中小企業者が町内で事業を営む可能性があることから柔軟な対応が必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本町の中小企業者は町内全域に点在しており、その業種及び事業等においても多種多様であるため、本計画の対象地域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

本計画における対象業種・事業については、多種多様な事業者を支援するため、全業種・事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）先端設備等導入計画の認定の対象としない事項

次のいずれかに該当するときは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

ア　人員削減を目的とした取組みであること。

イ　公序良俗に反する取組みであること。

ウ　反社会的勢力との関係が認められるもの。

エ　町税を滞納しているもの。

（２）その他

ア　設備導入に伴う人員増があるときは、労働生産性の評価に当たって不利にならないよう適切な調整を行う。

イ　先端設備等導入計画の認定を受けたものは、町が本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況の把握のために必要な調査を行うときは、当該調査に協力する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。